

閱覽用

令和4年8月22日

第8回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第8回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年8月22日(月) 午後1時56分から午後3時07分

2 開催場所 安達公民館 集会室

3 出席した委員

農業委員(16名)

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	<del>5番 川口 美奈子</del>	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	<del>12番 根本 信康</del>
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
<del>16番 馬場 利正</del>	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(17名)

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	<del>28番 佐藤 洋三</del>
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
32番 渡邊 久	33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正
<del>35番 遠藤 康子</del>	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

#### 4 欠席委員

農業委員

5番川口美奈子委員、12番根本信康委員、16番馬場利正委員

農地利用最適化推進委員

28番佐藤洋三委員、35番遠藤康子委員

#### 5 遅参委員

なし

#### 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第44号 現況確認証明申請について

第4 議案第45号 非農地判定の取消について

第5 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第47号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第8 議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第9 議案第50号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第10 議案第51号 二本松農業振興地域整備計画の変更について

## 7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 野地 通 農地係 筈崎裕一

## 8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和4年第8回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後1時56分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中16名、推進委員19名中17名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、5番川口美奈子委員、12番根本信康委員、16番馬場利正委員、28番佐藤洋三委員、35番遠藤康子委員から欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、11番菅野秀和委員、13番佐藤孝志委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ござい

ませんか。

(異議なしの声)

議長(奥平貢市)会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長(奥平貢市)会長 次に、日程第3、議案第44号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第44号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和4年8月22日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・原野、面積156平方メートル、非農地の事由・平成8年までは耕作していましたが、その後耕作をせず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

2番（佐藤勝則）委員 2番、佐藤です。議案第44号現況確認証明申請についての番号1番について、調査内容をご報告いたします。

8月1日午後1時30分より、推進委員の平さんと渡邊一正さんと農業委員の私と事務局より野地係長と高根局長の5人で現地を見ました。現地は荒廃化が進んでおり原野として確認しましたので、皆様の審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませぬか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第44号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第44号、番号1については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第4、議案第45号「非農地判定の取消

について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第45号非農地判定の取消について。

次の農地について非農地判定を取り消し、農地とするものとする。

令和4年8月22日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回非農地判定を取り消しとする農地は、XXXXXXXXXX、地目・畑、面積985平方メートル、所有者・XXXXXXXXXX、平成22年8月23日に非農地判定した土地ですが、農地に再整備するとの申し出があったためでございます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

議案第45号について、事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第45号について、原案のとおり非農地判定を取り消すことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第45号については、原案のとおり非農地判定を取り消すことに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをご覧ください。

議案第46号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年8月22日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1および番号2につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号3につきましては、譲受人の新規就農のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

なお、番号3の案件につきましては、譲受人は30アールの下限面積を満たしていませんが、空き家に付属した農地を取得する場合の下限面積の特例基準を適用し、農地法3条での農地取得を申請しているものとなります。

議案書6ページをご覧ください。

番号4および番号5につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。



引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

36番(大内信一)委員 36番、大内です。議案第46号番号1について、調査内容をご報告します。

8月15日7時10分に[ ]さんに電話したところ、明日は仕事で本日はよろしいですという事でしたので、あと、[ ]さんへ電話しましたが、予定があるので出席できないとの事でしたので、8時30分から現地にて、農業委員の佐藤孝志さんとともに、譲渡人・[ ]さんから聞き取り調査を行いました。譲受人の[ ]さんには、8月17日午後7時20分に電話にて確認をいたしました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可相当と考えます。審議のほどよろしくお願ひします。

37番(安齋秀明)委員 37番、安齋です。議案第46号番号2について、調査内容を報告します。

8月20日8時30分より、農業委員の野地太郎さんと推進委員の佐藤孝さんとともに、譲受人・[ ]さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。譲渡人の[ ]さんには、電話にて確認しました。調査の結果、特に問題がないため許可相当と考えます。

続きまして、議案第46号番号3について調査内容を報告します。8月20日8時50分より、農業委員の野地太郎さんと推進委員の佐藤孝さんとともに、譲受人・[ ]さんは出張でいないので、奥さんと息子さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。譲渡人の[ ]

さんには、電話にて確認しました。調査の結果、特に問題がないため許可適当と考えます。以上です。

25番(佐藤 薫)委員 25番、佐藤です。議案第46号番号4について、調査結果をご報告いたします。

8月16日8時30分より、譲渡人・[ ]さん、譲受人の[ ]さんは都合で出られないという事で、父親の[ ]さん、農業委員の安齋喜八さん、私と4人で現地について確認をいたしました。内容等については、事務局説明のとおりでございます。[ ]さんの土地は、今後、農業を続けることは困難だという事で、ぜひ有効活用で使っていただければ譲りたいという事で、また、譲受人の[ ]さんのお父さんの方では、自分の土地と隣接しており、譲ってもらえれば非常に利便性がよくて、今後に役立つという事で、特に問題はないのかなと判断してまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

11番(菅野秀和)委員 11番、菅野です。議案第46号5について報告します。

先週の金曜日に連絡をとり、8月21日の朝8時から譲渡人の[ ]さんの息子の[ ]さんと譲受人・[ ]さん、佐藤一男委員と私の4人で、現地の確認をしました。内容は事務局の発表のとおりです。お互いの話し合いはできしており別に問題はないとの事でしたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第46号、番号1から番号5について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第46号、番号1から番号5については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　次に、日程第6、議案第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書7ページをご覧ください。

議案第47号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年8月22日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

番号1、経営の拡大及び収入の安定化のため、申請地に共同住宅を計画しま

す。汚水は公共下水道に放流します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号2、事後申請となります。平成23年頃から使用していた通路が、違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

31番（遊佐一夫）委員 31番、遊佐です。8月18日10時より、現地にて、■■■■さんと農業委員の安齋栄さんと私とで現地を確認しました。事務局説明どおりで何ら問題ないと思いますので、許可适当と思います。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

11番（菅野秀和）委員 11番、菅野です。議案第47号2についてご報告します。

先週の金曜日に■■■■さんと連絡を取り、11日朝8時30分から現地の確認に向かいました。なお、当日は■■さんは都合が悪く、息子さんの■■■■さんと佐藤一男委員と私の3人で確認をしました。内容は事務局発表のとおりです。

なお、■さんから顛末書も出ており、やむを得ないとの判断になりましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第47号、番号1、番号2について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第47号、番号1、番号2については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　次に、日程第7、議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書8ページをご覧ください。

議案第48号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請が

あったので審議を求める。

令和4年8月22日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、議案第49号番号4と同一案件になります。転用許可取得後、隣接地の土地所有者から土地売買の打診があったため計画を変更します。

番号2、市発注事業の追加受注に伴い、一時転用の期間を延長します。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

30番（大石忠雄）委員 30番、大石です。議案48号1番について、現地調査を報告します。

8月19日午後4時より、松本委員と行政書士の[ ]さんから説明を受けました。なお、譲渡人の[ ]さんと譲受人の[ ]からは電話により確認をいたしました。現地調査の結果、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

10番（武藤栄利）委員 10番、武藤です。議案第48号番号2について、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、調査の結果を報告申し上げます。

8月17日、[ ]の[ ]の[ ]さんにお話を伺いました。市発注の追加工事受注に伴い、一時転用の延長という事でした。事務局説明どおりであ

り、特に問題なく許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願  
いいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し  
ます。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第48号、番号1、番号2について、原案のとおり承認することに賛成  
の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第48号、番号1、番号2  
については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、議案第49号「農地法第5条第1  
項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをご覧ください。

議案第49号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め  
る。

令和4年8月22日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、市内での住宅需要に応えるため、申請地に建売分譲を計画します。

汚水は市下水道へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号2、譲受人宅に隣接する土地に建売分譲が行われることとなり、緩衝地帯が必要となるため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

議案書10ページをご覧ください。

番号3、事後申請となります。平成17年に取得した住宅用地の一部が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号4、議案第48号番号1と同一案件になります。申請地は風光明媚な土地であり、宅地の需要が見込まれるため申請地に宅地分譲を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種低層住居専用地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号5、子の成長に伴い手狭になったため、申請地に住宅建築を計画します。



汚水は公共下水道に排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

議案書12ページをご覧ください。

番号6、事業拡大に伴い資材置場等が不足するため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は特定土地改良事業等を行なった農地であり第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張のために行われるものであり例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号7、今後の生活設計を考え、申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し市道側溝へ排水します。

農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号8、安達駅や主要道路に近く利便性が高い申請地に、宅地分譲を計画します。汚水は公共下水道へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号9、今後の生活設計を考え、申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

ます。

議案書 14 ページをご覧ください。

番号 10、現住居が手狭になっており、今後の生活設計を考え申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第 1 種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号 11、一時転用となります。イベント開催にあたり、駐車場の不足が見込まれるため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号 12、一時転用となります。市発注工事受注にあたり、事務所、駐車場等が必要なため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第 2 種農地と判断されるものであります。

番号 13、遊休農地を活用するため申請地に太陽光発電を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第 2 種農地と判断されるものであります。

番号14、子の成長に伴い、現住居が手狭になったため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 17番、松本です。議案49号番号1について、調査内容の報告をいたします。

8月19日午後3時より現地にて、XXXXXXXXXX株式会社XXXXXXXXXXさんから大石推進委員と私で、聞き取り調査を行いました。譲渡人のXXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさんからは電話で確認し、申請内容に間違いのないとの事でした。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、特に問題ないため許可相当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

続きまして、議案49号番号2と3について、調査内容の報告をいたします。

議案第49号番号2から3について、現地で行政書士のXXXXXXXXXXさんから、大石忠雄推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人のXXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさんからは電話で確認し、申請内容に間違いのないとの事でした。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、顛末書も出ており、許可やむなしと判断しましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

議案49号番号4について、調査内容を報告いたします。こちらは議案48号番号1と同一案件で、8月19日午後4時に現地にて、行政書士の■■■■さんから、大内忠雄推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■■からは電話で確認し、申請内容に間違いがないとのことでした。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可適当と考えるので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上でございます。

4番（菅野一紀）委員 4番、菅野です。議案第49号番号5について、調査内容をご報告します。

8月17日午後3時過ぎに、譲渡人・成年後見人・■■■■さん、司法書士の人ではありますが、電話にて聞き取り調査を行いました。事務局の転用理由に間違いがない事を確認しました。また、郡山市の■■■■さん、東村山市の■■■■さんには何回電話しても連絡が取れず、司法書士の■■■■さんに確認したところ、内容は了承しているとのことでした。また、成年被後見人の■■■■さんは、施設に入所し動けないことを司法書士の■■■■さんから聞き取り、内容は了解しているとのことです。譲受人の■■■■さんとは、電話にて確認をとりました。18日午後6時30分に現地にて、推進委員の大石忠雄さんとともに、現地調査を行いました。現地は、住宅地の中にあり、地目が様々になっていますが、名ばかりの土地でありました。排水も既存のものがあり、調査の結果、特に問題がないため許可適当と考える。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

33番（伊藤金志）委員 33番の伊藤です。議案第49号番号6の調査結果を報告いたします。

8月20日13時30分より現地にて、貸付人の■■■■さんと私の2人で確認をとりました。馬場委員は出席できませんでしたが、電話で確認をとりました。また、借受人の■■■■さんと行政書士の■■■■さんからは、先月申請された5条の確認の際に話を聞いておりました。申請内容につきましては、事務局の説明のとおりで、調査の結果、問題なく許可適当と考えますので、皆様方のご審議の程よろしく申し上げます。以上です。

34番（渡邊一正）委員 34番、渡邊です。議案第49号7について、現地調査の結果を報告いたします。

8月17日午後1時より川口委員とともに、譲渡人の■■■■さんと一緒に現地を確認しました。なお、譲受人の■■■■さんは、仕事の都合で立会いできないとの事で、すぐ近くが実家なものですから、両親から息子が住宅をつくる事に間違いのないとの確認をしました。内容については、事務局説明のとおりです。皆様のご審議よろしく申し上げます。

7番（安齋 栄）委員 7番、安齋です。議案第49号、8と9について、調査内容を報告します。

まず8について、去る18日午前10時30分に、譲渡人の■■■■氏、■■■■氏、譲受人の■■■■株式会社は行政書士の■■■■さんに話をするという事のでございましたので、■■■■さんと遊佐一夫推進委員とともに、現地

にて聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明どおりです。現地等に問題もなく許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしくお願ひします。

次に番号9について、同じく18日午前11時、譲渡人の■■■■氏、譲受人の■■■■氏は、それぞれ現地には仕事の都合で来れないという事で、電話での確認になり、申請に間違いがないという事でした。行政書士の■■■■氏に、遊佐一夫推進委員とともに、現地にて聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明どおりです。特に問題もなく許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしくお願ひします。以上です。

13番（佐藤孝志）委員　13番、佐藤でございます。議案第49号番号10について、調査結果を報告いたします。

8月15日電話をしまして、確認に■■■■さんの自宅へ、私と大内信一推進委員が行きまして、議案書と案内図をもとに聞き取りと現地調査をいたしましたところ、何ら問題なく、それから、譲受人の■■■■さんは、■■■■さんのご子息です。在宅はしていたんですが、就寝中という事で、後日連絡するという事で話しました。後日、電話をしたんですが、なかなか出ていただけなかったので、8月17日午前8時30分に自宅を訪問し、議案書と案内図をもとに確認をいたしましたところ、特に何ら問題ないという事でございました。調査結果、何ら問題もなく、事務局説明のとおりでございました。皆様のご審議よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。



があるのですが、非農地の方も一緒にやるという事でした。今回、特に見てきたのは、先日8月の大雨で当地区内の太陽光発電をやった所が土砂崩れになって、459号線がしばらく通行止めになりました。大規模な被害はないんですが、屋根に降った雨みたいに水が落ちてくるんです。法面に。草も生えてこないんで、周りの農地とかに被害が出ると大変だなという事で、今回の所は特に問題ございませんので許可相当と思われませんが、その辺を今後、検討していきたいなと思っています。以上です。よろしくお願いします。

11番（菅野秀和）委員　　11番、菅野です。議案第49号14について報告します。

この案件は、先ほどの議案第47号2の案件と同じ方なんですが、住宅の建築という事で続けて確認をしました。内容は事務局の発表のとおりです。住宅建築については、特に問題もないだろうという結論になりましたので、皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第49号、番号1から番号14について、原案のとおり許可することに



賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第49号、番号1から番号14については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第9、議案第50号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書16ページをご覧ください。

議案第50号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和4年8月22日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、8月31日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書26ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区47筆92,058平方メートルの計画内容でございます。

また、所有権移転の内容につきましては、二本松地区1筆1,586平方メートルの計画内容でございます。

利用権の新規設定は、議案書18ページの番号5から議案書23ページの番

号17となります。

また、議案書18ページの番号5から議案書23ページの番号17については、農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に対して利用権設定を行うものです。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から番号18につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第50号、番号1から番号18について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第50号、番号1から番号18については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第10、議案第51号「二本松農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 27 ページをご覧ください。

議案第 51 号二本松農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号）第 13 条の規定により策定した、二本松農業振興地域整備計画（昭和 45 年 12 月 2 日福島県指令農政第 458 号）の変更について、二本松市長から意見を求められたので同意するものとする。

令和 4 年 8 月 22 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の見直しは、6 月に締め切った随時見直しとして実施するものであります。

編入については 2 筆・2, 105 平方メートル、除外については宅地等とするものが 9 筆・3, 997.69 平方メートルとなります。

それでは、ご説明申し上げます。議案書 30 ページをご覧ください。

編入の番号 1 および番号 2 につきましては、中山間地域等直接支払い交付金事業に加入するため農用地区域への編入を行うものであります。

続いて、除外の説明に移ります。議案書 31 ページをご覧ください。

除外の番号 1 については、XXXXXXXXXX、畑、216.55 平方メートルに進入路を整備するものであります。申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第 2 種農地となるため許可可能と見込まれます。

除外の番号 2 については、XXXXXXXXXX、田、330 平方メートルに一般

住宅を建築するものであります。申請地は第1種農地であります。集落接続事業に該当するため許可可能と見込まれます。

除外の番号3については、XXXXXXXXXXほか1筆、田、488平方メートルに車両待避所を整備するものであります。申請地は第1種農地であります。附帯事業に該当するため許可可能と見込まれます。

議案書32ページをご覧ください。

除外の番号4については、XXXXXXXXXX、畑、407平方メートルに一般住宅を建築するものであります。申請地は第1種農地であります。集落接続事業に該当するため許可可能と見込まれます。

除外の番号5については、XXXXXXXXXX、畑、776平方メートルに資材置場を整備するものであります。申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地となるため許可可能と見込まれます。

除外の番号6については、XXXXXXXXXX、畑、367平方メートルに一般住宅を建築するものであります。申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地となるため許可可能と見込まれます。

除外の番号7については、XXXXXXXXXX、田、302.14平方メートルに一般住宅を建築するものであります。申請地は第1種農地であります。集落接続事業に該当するため許可可能と見込まれます。

除外の番号8については、XXXXXXXXXX、原野、1,111平方メートルに一般住宅を建築するものであります。既に非農地判定済みの土地であり

ますが、一般住宅の建築を計画しており農用地からの除外が必要となったものです。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（菅野一紀）委員 議案第51号二本松農業振興地域整備計画の変更（除外）について、番号1について、調査内容を報告します。

8月18日午後1時に、推進委員の大石忠雄さんとともに、土地所有者・[REDACTED]さん、事業計画者・[REDACTED]さん、それに行政書士の[REDACTED]さんに、聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明どおりです。調査の結果、周辺農地の営農等に対する影響や農地集積に対する支障はないと考えられるため許可できるものと考えます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

33番（伊藤金志）委員 33番、伊藤です。議案第51号番号2について、調査結果を報告いたします。

8月20日13時から現地において、所有者の[REDACTED]さんと私の2名で確認をとりました。馬場委員は、出席できなかったため電話で確認しております。また、事業計画者の[REDACTED]さんは、8月14日に本人から住宅を建てるといような事を伺っておりました。除外の理由につきましては、事務局の説明のとおりです。所有者と事業計画者は親子関係でありますので、結果、何ら不都

合はないと思います。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

18番（齋藤弘美）委員 18番、齋藤です。議案第51号二本松農業振興地域整備計画の変更（除外）について、番号3と4の調査内容を報告いたします。

まずは番号3について、8月18日に、所有者の■■■■さんと事業計画者・株式会社■■■■の担当者■■■■さんから内容を聞きながら、安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、周りが山林で隣接の農地への影響もなく、他に代替地も無いため、農振除外はやむを得ないと考えますので、ご審議よろしくお願いいたします。

続きまして、番号4の調査内容を報告いたします。8月17日に土地所有者の■■■■さんから話を聞き取り、8月18日、事業計画者・■■■■さんの父親の■■■■さん立ち合いのもと、安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、実家と隣接しており、周りの農地の営農や排水等にも影響もないため、農振地除外はやむを得ないと考えましたので、ご審議よろしくお願いいたします。以上です。

37番（安齋秀明）委員 37番、安齋です。議案第51号番号5について、調査内容を報告します。

8月19日9時から、農業委員の野地太郎さん、推進委員の佐藤孝さんとともに、事業計画者である■■■■の■■■■さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。なお、顛末書が出ています。

土地所有者の■■■■さんは、■■■■さんの祖母で高齢のため、電話で確認しました。調査の結果、周辺農地の営農等に対する支障はないと考えられるため、承認できるものと考えます。以上です。

15番（遠藤伝栄）委員 15番、遠藤でございます。議案第51号の番号6について、調査内容を報告いたします。

8月17日午後2時から遠藤康子推進委員とともに、土地所有者の■■■■さん、それから事業計画者・■■■■さんから、聞き取りおよび現地調査を行いました。調査の結果、周辺農地の営農に対する影響や農地集積に対する支障などがないと考えられるため、承認できるものと考えます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

11番（菅野秀和）委員 11番、菅野です。農業振興地域整備計画の変更（除外）の7について報告します。

8月19日に電話で連絡をとりましたが、土地所有者の■■■■さんは、当日は息子さんの通っている高校の野球の応援に行くので、間に合わないかもしれないとの事でした。内容については間違いのないとの事でした。事業計画者の■■■■さんの方も、当日、予定があるとの事で、■■■■さんの父親の■■■■さんと佐藤一男委員と私の3人で、21日午前9時から調査をしました。内容は事務局発表のとおりです。お互いに家も近くで、特に問題はないだろうとの結論になりましたので、皆様のご審議よろしく願いします。以上です。

26番（石川重彦）委員 26番、石川です。議案第51号二本松農業振興

地域整備計画変更の除外について、番号8について、調査内容をご報告いたします。

8月17日午後4時から、土地所有者の[REDACTED]さんと農業委員・武藤栄利さんと私で、現地において調査をいたしました。現地は非農地の判定が済みでありまして、原野という事でありました。調査の結果、周辺農地の営農に対して問題はないと考えられるため、承認できるものと思います。審議の程よろしくをお願いします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第51号、編入の番号1から番号2、及び除外の番号1から番号8について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第51号、編入の番号1から番号2、及び除外の番号1から番号8については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。



これをもって、令和4年第8回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告 午後3時07分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和4年8月22日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 菅野 秀和

署 名 委 員 佐藤 孝志

